

建設工事及び建設関連業務委託に係る最低制限価格及び
低入札調査基準価格等の算定方法の一部改正について

建設工事及び建設関連業務委託に係る，最低制限価格及び低入札調査基準価格等の算定方法について，品質確保と適切な法定福利費の支払い等に必要な費用を適切に見込んだ価格による契約を促進するため，下記のとおり改正します。

つきましては，改正の趣旨をご理解いただき，入札に参加していただくとともに，下請代金につきましても適切に設定されますようお願いいたします。

1 建設工事

(1) 最低制限価格及び低入札調査基準価格の算定

改正後	現行
直接工事費の100%	直接工事費の100%
共通仮設費の100%	共通仮設費の100%
現場管理費の80%	現場管理費の80%
一般管理費の55%	一般管理費の30%
～ の合計額	～ の合計額
ただし，予定価格の70～90%の範囲	ただし，予定価格の70～90%の範囲

(2) 低入札調査基準価格を下回った場合の失格基準の算定

改正後	現行
下記項目の(1)～(5)に一つでも該当したときは，失格とする。	下記項目の(1)～(5)に一つでも該当したときは，失格とする。
【項目別基準】	【項目別基準】
変更なし	(1) 直接工事費が局設計額の75%未満 (2) 共通仮設費が局設計額の70%未満 (3) 現場管理費が局設計額の70%未満 (4) 一般管理費が局設計額の30%未満 諸経費が(2)～(4)に細分化されていない場合は，諸経費が市設計額の55%未満
【総額基準】	【総額基準】
(5) 入札価格が，下記の～ の合計額からの額を減じた額または，～ までの合計額のいずれか低い額未満	(5) 入札価格が，下記の～ の合計額からの額を減じた額または，～ までの合計額のいずれか低い額未満
直接工事費の100%	直接工事費の100%
共通仮設費の100%	共通仮設費の100%
現場管理費の80%	現場管理費の80%
一般管理費の55%	一般管理費の30%
比較価格の3%	比較価格の3%
直接工事費の95%	直接工事費の95%
共通仮設費の90%	共通仮設費の90%
現場管理費の80%	現場管理費の80%
一般管理費の30%	一般管理費の30%

2 建設関連業務委託

(1) 最低制限価格の算定

改正後	現行
測量業務	
直接測量費の 100% 測量調査費の 100% 諸経費の 55% ~ の合計額 ただし、予定価格の 60～80%の範囲	直接測量費の 100% 測量調査費の 100% 諸経費の 50% ~ の合計額 ただし、予定価格の 60～80%の範囲
建築関係建設コンサルタント業務	
直接人件費の 100% 特別経費の 100% 技術料等経費の 100% 諸経費の 55% ~ の合計額 ただし、予定価格の 60～80%の範囲	直接人件費の 100% 特別経費の 100% 技術料等経費の 100% 諸経費の 50% ~ の合計額 ただし、予定価格の 60～80%の範囲
土木関係建設コンサルタント業務・補償関係コンサルタント業務	
直接人件費の 100% 直接経費の 100% その他原価の 90% 一般管理費等の 45% ~ の合計額 ただし、予定価格の 60～80%の範囲	直接人件費の 100% 直接経費の 100% その他原価の 90% 一般管理費等の 30% 業務価格の 2% ~ の合計額 ただし、予定価格の 60～80%の範囲
直接人件費の 100% 直接経費の 100% 技術経費の 100% 諸経費の 55% ~ の合計額 ただし、予定価格の 60～80%の範囲	直接人件費の 100% 直接経費の 100% 技術経費の 100% 諸経費の 50% ~ の合計額 ただし、予定価格の 60～80%の範囲
地質調査業務	
変更なし	直接調査費の 100% 間接調査費の 100% 解析等調査業務費の 70% 諸経費の 50% ~ の合計額 ただし、予定価格の 2/3～85%の範囲

3 適用

平成 25 年 6 月 1 日以降に公告または指名通知する案件から適用します。